

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

○福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	三九四
○保安林の指定をする予定である件二件	三九五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	三九五
○公金の収納の事務を委託した件	三九七
○道路の区域を変更する件	三九七
○道路の供用を開始する件	三九七
○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件	三九六
○採石業務管理者試験を実施する件	三九六
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	三九六
○砂利採取業務主任者試験を実施する件	三九六
○浸水想定区域を指定した件	三九六
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三九六
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件六件	三九六
○随意契約の相手方を決定した件	四〇〇
○福島県教育委員会教育長	四〇〇
○落札者を決定した件	四〇一

## 規則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月十八日

福島県規則第四十六号

福島県知事 内堀雅雄

## 福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六を次のように改める。

- 六 被災した住宅の応急修理
  - 1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
    - (一) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。
    - (二) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、これが必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出する費用は、一世帯当たり五〇、〇〇〇円以内とする。
    - (三) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。
  - 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
    - (一) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
    - (二) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出する費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。
      - (1) 次に掲げる世帯以外の世帯 七〇六、〇〇〇円
      - (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三四三、〇〇〇円
    - (三) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三箇月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内）に完了するように行うものとする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

（災害対策課）

## 告示

### 福島県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次

のように保安林の指定をする予定である。  
令和五年八月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

保安林予定森林の所在場所

南相馬市原町区萱浜字八龍前二四の五、二六、八一の一、八一の三から八一の五まで、八三の一、八三の二、八四の四、字長沼七三の一、九三、九四、原町区零字南谷地三五から三七まで、三九から四二まで、四九、六七、七〇、字北畑一の一、一の六、六、八、九、一一の二、一四、一九、二〇、二二、四三の一、四三の二、四四、四八の一、五四の一、五四の二、五四の四、九四の二、一〇〇の三、一〇〇の四、字台畑三六の一、四〇の二、字上ノ台一の三、一七の一から一七の五まで、二三の一、二三の二、二五、三三の二、三三の三、三五、字権現下二二の一、二二の一の二、二二八、二二九、二三一、二五八の四、二六三の一、二七八の一、二八二、二八六の一、二八六の二、二八七の二、二八七の四、二八七の五、二九三の二、二九六の一から二九六の三まで、二九八、三〇七、三〇八の一、三〇八の二、三〇九、三〇九の二、三一三から三一五まで、三三三の六、三三四の一、三三四の二、三三五の一から三三五の四まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年八月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

保安林予定森林の所在場所

双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑三四の二、一四〇の一、一四〇の二、一四一、一四一の二、一四二、一四三、字前川原八四から八六まで、八六の二、八七、九二の一から九二の四まで、九三から九五まで、九五の一、九五の二、九六の一から九六の三まで、

九七の二、八六四から八六六まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、富岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和五年八月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町睦合字西平甲二〇六の四

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町睦合字大反乙六一四、乙六二四

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡西会津町新郷大字三河字大豆ヶ沢一〇三の二
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡西会津町下谷字大南丙五二四、丙五三三の二
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡西会津町群岡字桂田甲一四四六の二、甲一四五二の一九から甲一四五二の二五まで、甲一四五二の五〇、甲一四五二の六四、甲一四五二の八五、字中原甲一三九六の一、甲一三九六の二、字塩ノ浦甲一三五六の三
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。
- 
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡西会津町新郷大字笹川字堂場三二〇三の二、三二七二、三二七四
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡西会津町新郷大字笹川字堂場三二〇三の一、三二六九の一、三二七〇の一、三二七一の一
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡西会津町新郷大字三河字向坂五一八、五一九、五二〇の一、五三四の二、五三八から五四〇まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

九一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 耶麻郡西会津町新郷大字三河字居平七九三、七九六から七九八まで、字井谷沢八九一の一

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

十 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 耶麻郡西会津町野沢字滝ノ平山甲二三〇三、字沼倉甲一四四九の一から甲一四四九の三まで

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第五百二二号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、  
 公金の収納の事務を令和五年四月一日次のとおり委託した。

令和五年八月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 建設業許可及び経営事項審査の電子申請にかかる手数料等の収納の事務
  - 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 株式会社エフレンジ
  - 2 所在地 大阪府大阪市北区大深町四番二十号 グランフロント大阪タワーA
  - 三 収納の事務を委託する期間
- 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

(技術管理課建設産業室)

**福島県告示第五百三三号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年八月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	相馬市中村字大町五番 地先から 同 市中村字多川町 二四五番八地先まで	変更前 変更後	七・五 二八・三	六五・〇 六五・〇

(道路計画課)

**福島県告示第五百四四号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年八月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道一一五号	相馬市中村字大町五番地先から 同 市中村字多川町二四五番八	令和五年八月十八日

地先まで

(道路計画課)

福島県告示第五百五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

令和五年八月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間
県道小名浜平線	いわき市小名浜花畑町四三番一六地先から同市小名浜岡小名字御代坂四一第一地先までの上り線 いわき市小名浜若ヶ塚町一番三七地先から同市小名浜岡小名字御代坂四〇番七地先までの下り線

(道路計画課)

公 告

公告第六十号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、第五十二回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和五年八月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 試験日時 令和五年十月十三日(金) 午前十時から正午まで
- 二 試験の場所 郡山商工会議所 大ホール(郡山市清水台一丁目三一八)
- 三 受験願書の提出期間 令和五年八月十八日(金) から同年九月十九日(火) まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。
- 四 受験願書の提出先 最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。
- 五 受験手数料 八千四百円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。

六 その他

試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は各福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、宛先明記の八十四円切手を貼った返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

(企業立地課)

公告第六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年八月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 土地改良区の名称 矢吹原土地改良区
- 退任した役員 氏名 住所
- 役員 大竹 芳一 白河市大信下新城字和久一三五番地
- 就任した役員 氏名 住所
- 役員 小磯 日出夫 白河市大信下新城字下原六番地一

(農村計画課)

公告第六十二号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和五年八月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 試験日時 令和五年十一月十日(金) 午前十時から正午まで
- 二 試験場所 福島県自治会館三階大会議室(福島県福島市中町八番二号)
- 三 受験願書の提出期間 令和五年九月十九日から同年十月十日まで(郵送による場合は、同年十月十日までの通信日付印のあるものを有効とする。)
- 四 受験手数料 受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること(消印はしないこと)。
- 五 その他 受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県

建設事務所（相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。）で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせること。  
（技術管理課建設産業室）

**公告第百六十三号**

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、八島川、御祭川、堀越川、紫川、竜田川、第二竜田川及び金波川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和五年八月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（河川整備課）

**公告第百六十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

**公告第百六十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

**公告第百六十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

**公告第百六十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

**公告第百六十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

**公告第百六十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

一項の規定により、桑折町から県北都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月18日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

**公告第百七十号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月18日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

**公告第171号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年8月18日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
リフト付き中型バス 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年7月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
いすゞ自動車東北株式会社 宮城県仙台市宮城野区中野四丁目10番地の14
- 5 随意契約に係る契約金額  
34,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(入札用度課)

## 公告第7号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年8月18日

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県立清陵情報高等学校 福島県須賀川市滑川字西町179番地の6
- 3 落札者を決定した日  
令和5年7月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額  
43,401,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和5年6月16日

（財務課施設財産室）